



# 平成28年4月からの 保育園・幼稚園・幼児園の入園案内

## 市立保育園・法人立保育園・市立幼児園(中時間・長時間保育課程)

### ■対象年齢

市立保育園・幼児園(中時間・長時間保育課程)  
…生後6か月後～5歳児

法人立保育園…生後3か月後～5歳児

(ただし、こだま乳児保育園については生後3か月後～2歳児)

### ■対象者

入園希望月の初日に、本市に在住し、市民として登録がある人

### ■入園基準

入園希望月に次の①～⑩のいずれかに該当し、子どもに保育が必要な人が対象となります。詳しくは、申込書をご覧ください。

なお、認定後入園までに中時間保育課程(保育時間16時まで)と長時間保育課程の変更は原則としてできません。

- ① 1か月あたり64時間以上の就労が常態としてしている
- ② 妊娠中である、または出産後間がない
- ③ 疾病にかかり、または障がいを持っている
- ④ 同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護をしている
- ⑤ 自己の災害復旧に当たっている
- ⑥ 求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 就学している
- ⑧ 虐待のおそれがある
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ⑩ 市長が認める①～⑨に類する状態にある



### ■保育園利用者負担額(保育料)

平成28年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成27年度の市町村民税額の合計額により算定し、平成28年9月から平成29年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成28年度の市町村民税額の合計額により算定されます。市立保育園・幼児園と法人立保育園のいずれに入園されても、同じ額となります。詳細については、申込書をご覧ください。

なお、中時間保育課程の利用者負担額は、長時間保育課程の利用者負担額の4分の3の額となります。

### ■就学前保育の民活施策

平成20年7月23日、保育のさらなる充実を目的に「就学前保育に民間活力を導入する施策」を決定し、その計画の一環として、一部の市立保育園・幼児園(中時間・長時間保育課程)の法人化に取り組んでいます。

表の備考欄に「\*」の表示がある3園が、今後の法人化計画の対象となっています。

### ▼市立保育園・法人立保育園・市立幼児園 (中時間・長時間保育課程)

園名	区分	保育課程		電話番号	備考
		中時間	長時間		
金勝第1幼児園	市立	○	○	558-0250	
金勝第2保育園	市立	○	○	558-0068	*
葉山幼児園	市立	○	○	552-0079	
葉山東幼児園	市立	○	○	553-9102	
治田保育園	市立	○	○	552-1079	*
治田東幼児園	市立	○	○	554-0054	
治田西幼児園	市立	○	○	553-4651	*
大宝西保育園	市立	○	○	553-6990	
こだま保育園	法人立	—	○	554-5262	
グランマの家保育園	法人立	—	○	554-1744	
こだまふれんど保育園	法人立	—	○	554-3239	
治田西カナリヤ第三保育園	法人立	—	○	553-3907	
こだま乳児保育園	法人立	—	○	554-0581	
大宝カナリヤ保育園	法人立	—	○	552-2088	



## 市立幼稚園・市立幼児園 (短時間保育課程)

### ■対象年齢

3歳児～5歳児

### ■対象者

申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

### ■申込み受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、昨年度に引き続き、就学を控えた4・5歳児の入園を優先することとします。

このため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が3歳児の受け入れ数を超えた園への入園については、その園に申込みをされた当該通園区域内の全ての3歳児を対象として抽選を行います。**抽選となった場合は、10月末日までに郵送にて通知します。抽選がない場合は、通知はしません。**

また、市ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。なお、抽選の結果、入園できなかった人は、通園区域外で受け入れ可能な園を選ぶことも可能です。

### ■幼稚園利用者負担額（保育料）

平成28年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成27年度の市町村住民税額の合計額により算定し、平成28年9月から平成29年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成28年度の市町村住民税額の合計額により算定されます。詳細については、申込書をご覧ください。

写真はすべて大宝西幼稚園「りっとう栗太郎かぼちゃ」の苗の植え付け



### ▼市立幼稚園・市立幼児園（短時間保育課程）

園名	電話番号	3歳児が抽選となった場合の抽選日
金勝第1幼児園	558-0250	11月13日(金)午前
葉山幼児園	552-0079	11月17日(火)午前
葉山東幼児園	553-9110	11月10日(火)午前
治田幼稚園	552-2756	11月16日(月)午後
治田東幼児園	552-1717	11月16日(月)午前
治田西幼児園	553-4641	11月11日(水)午前
大宝幼稚園	552-1698	11月12日(木)午前
大宝幼稚園分園	551-5242	11月13日(金)午後
大宝西幼稚園	553-3788	11月11日(水)午後

## 保育園・幼稚園・幼児園の 申込書の交付・受付の日時と場所

- 時間…8時30分～17時15分
  - 場所…各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課
- ※施設見学を希望する人は、事前に各園へ電話でお問合せください。
- ※保育の必要性に応じて入園申し込みの判断をしていただくことから同一世帯では、保育園・幼児園（中時間・長時間保育課程）と幼稚園・幼児園（短時間保育課程）との両方に申し込むことはできません。
- ※現在（平成27年度中）、保育園・幼稚園・幼児園に在園している園児も、申込みが必要です。
- ※入園基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。

	申込書交付日	申込み受付日
市立幼稚園 市立幼児園 (短時間保育課程)	9月28日(月)～ 10月2日(金)	10月13日(火)～ 10月16日(金)
市立保育園 法人立保育園 市立幼児園（中時間・ 長時間保育課程）	10月2日(金)	10月19日(月)～ 10月23日(金)

申込みについての問合せ…

幼児課 ☎551-0424 ☎551-0149

または各園へ



<回答期間：平成27年9月10日(木)～20日(日)>

# 平成27年国勢調査インターネット回答が始まります

国勢調査では、インターネットでの回答を推進しています。パソコンやスマートフォンなどから回答することができます。9月上旬以降に、調査員が各世帯に配布する「インターネット回答の利用者情報」および「インターネット回答の操作ガイド」を用意いただき、9月20日(日)までに回答をお願いします。



## ■インターネット回答

- 仕事で帰宅する時間が遅くなったり、日中不在にすることが多い世帯であっても、期間中は、いつでも好きな時間に回答できます。
- インターネットで回答された世帯には、紙の調査票の提出が不要となるため、調査員の訪問はありません。なお、インターネットで回答されなかった世帯には、後日、調査員が紙の調査票をお配りします。

## ■個人情報

- 国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められています。
- インターネット回答における通信は、すべて暗号化（SSL/TLS方式）されています。
- インターネットによる不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。
- 国勢調査に従事する者（調査員、指導員、地方公共団体の職員など）には、統計法による守秘義務が課せられています。

## ■マイナンバーとの関係

- 国勢調査はマイナンバーとは全く関係ありません。
- 国勢調査は、統計法に基づき、統計の作成を目的として実施しています。調査によって得られた情報は、統計法によって厳格に保護され、利用が制限されていますので、マイナンバーに利用されることはありません。
- 国勢調査の結果、集められた調査票情報が個人を識別できる形で提供されることは絶対にありません。



**国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯を明らかにする、国の最も重要な統計調査です。必ず回答をお願いします。**



国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかに栗東市役所またはコールセンター（番号は「インターネット回答の操作ガイド」などに記載）にお知

らせください。

- 調査員は、その身分を証明する顔写真付きの「国勢調査員証」を携帯しています。

問合せ…広報課 統計係  
☎551-0493 ☎554-1123

## 「2015滋賀びわこ総文」で肉味噌を販売



「ご飯にもよく合う」と好評の肉味噌

7月28日～8月1日、県内を会場に第39回全国高等学校総合文化祭「2015滋賀びわこ総文」が開催。市では、栗東芸術文化会館さきらが放送部門の会場となりました。

この文化祭に合わせ、昨年、国際情報高校国際ビジネス（商業）系列により開発されたのが「肉味噌」。近江牛と地元のみそを使ったオリジナル商品で、「栗東ならではの土産を作ろう」とアイデアが商品化されたものです。生徒たちが企画から製造・販売までを手がけ、会場で本市PRの一翼を担いました。



# 大切な人や自分の最期を考え見つめる

## じっと見つめてこの1枚

この写真を見て何を感じ、どう思われましたか？  
「東近江市の山沿いにある集落に小学5年の恋ちゃん大好きなおおばあちゃん、竹子さんとすんでいました。おおばあちゃんは92歳。

90歳を過ぎてても毎日のように畑仕事をしてきたおおばあちゃんも、急にからだが弱くなり、一週間ほど前からはふとんから出られなくなってしまいました。元気になってほしいと恋ちゃんは、毎日おおばあちゃんの手をにぎり、うれしかったこと、悲しかったこと、いろんなことを話しかけました。『もっと、もっといっしょにいたかったけど…』。 ※

## 大切な人や自分の「旅立ち」を想う時、今をどう生きるかが重要

「死」「旅立ち」…。「そんな話はききたくない」ということをよく聞きます。暗いイメージを抱いてしまうからでしょう。

「医療」「介護」「年金」「高齢社会」など、この先どうなるのだろう…と暮らしている人も多いのではないかと思います。漫然と不安な人、誰かがなんとかしてくれるだろう…と流れに身を任せる人、なんとかかなるか…と楽観的な人、さまざまです。

しかし、人生の最期の「旅立ち方」はとても大切だと思いませんか？なぜなら、そのために「今をどう生きるか」を考えて実行することにつながるからです。

問合せ…地域包括支援センター

☎551-0285 ☎551-0548



写真家 フォトジャーナリスト 國森康弘  
写真絵本「いのちつぐ『みとりびと』」(農文協、現8巻)  
第1巻「恋ちゃんはじめての看取り」より ※文中も同じ

## 「生き方カフェ」で語り合い

大切な人や自分の最期を考え見つめる集いとして平成25年度より「栗東市介護者の会」と共催で「生き方カフェ」を開催しています。テーマは大切な人と自分の最期を考え見つめることや、今を自分らしく生きること。市民と医療・福祉の専門家がともに語り合う、市で唯一の場で、自分なりの生き方や旅立ち方の風景を描いてみませんか。

## 「さあ来い！ 老後シンポジウム」

●日時…11月6日(金) 13時30分～16時

●場所…さくら

●基調講演講師…くにもりやすひろ 國森康弘さん

●パネルディスカッション…

テーマ「現場からの本音」

市民、医療福祉専門職など

パネラーからのここでしか聞けない本音トーク



講師の  
國森康弘さん

### ■成功を願い、頑張っています！シンポジウム実行委員

6月より栗東市介護者の会のメンバー、市民や専門家など10人が意見を交わし準備を進めています。一人でも多くの方が自分なりの生き方を見つめて語り合えるまちを創っていきます。

「あなたの声」が大きな一歩。一緒に歩いていきませんか。

## 栗東で日独両国のスポーツ少年団が交流

市内スポーツ少年団と野球でふれあい



7月29日～8月2日、「第42回日独スポーツ少年団同時交流」が行われ、指導者を含む6人の皆さんが栗東を訪れました。これは、日独両国のスポーツ少年団の青少年や指導者が互いに相手国を訪問し、スポーツ交流や視察研修などのプログラムを18日間に渡り実施する内容です。

ホームステイ、市内高等学校やスポーツ少年団との部活動交流、そば打ち体験などにより、栗東を舞台に日本とドイツの青少年たちがふれあいを深める時間となりました。

# 9月は同和問題啓発強調月間

「私は差別をしていないから、同和問題のことなんか関係ない」と思っていませんか？

「土地差別」という言葉を知っていますか。「土地差別」は、同和問題の中の一つです。土地や建物を購入する際には、広さ、間取り、設備内容、交通の利便性、価格などを考慮して購入しますが、中にはその物件が同和地区にあるかないかで判断し、購入を避ける人がいます。

本市でも「〇〇は同和地区かどうか教えてほしい」といった問い合わせがあります。同和地区であるかどうかを聞く、同和地区について調べたり教えたりすることは、差別を助長する行為であり、暮らしている地域によって差別することは人権侵害です。

私たちに求められていることは、生まれた地域や住んでいる地域を理由にした差別がいまだに続いていることを知り、家庭・地域・学校・職場など身近な所で意見交換を行い、人権研修会などに参加し同和問題に対する正しい知識を身に付けて、差別を許さない強い心を持って自分のこととして行動していくことです。

私たち一人ひとりの身近な場面での取り組みが、土地差別をはじめとする同和問題の解決につながります。

問合せ…人権政策課 人権啓発係

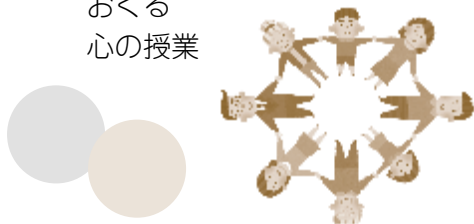
☎551-0108 FAX 554-1123

◇第35回部落解放をめざす栗東市市民のつどい  
「学びとつながりの力を信じて」

- 日時…9月11日(金) 19時～21時
- 場所…栗東芸術文化会館さくら中ホール
- 内容…  
第1部：世直歩さん 一人語り「三吉の涙」と人権トーク

第2部：市内小学校の人権学習について紹介

第3部：元不登校バンド JERRYBEANS が  
おくる  
心の授業



問合せ…人権教育課 社会同和教育係

☎551-0133 FAX 551-0149

## 市長からの メッセージ

～市民の皆さまへ～



### 災害に強いまちを目指して

9月1日は防災の日です。本市は一昨年が発生した台風18号により甚大な被害を受けました。まもなく2年が経過しようとしていますが、復旧・復興については、市民の皆さまをはじめ、多くの関係機関・団体のご理解・ご協力のもと、着実に進んでいます。

市では、復旧・復興への取り組みとあわせて、災害時に被害を最小限にとどめるため、防災訓練や「災害時避難行動要支援者登録制度」の実施、防災士の育成などを行うとともに、新たに避難所用災害トイレの設置などを進めています。また、民間企業・各種団体との災害時応援協定や、自治体間での相互応援協定の締結、近隣市と合同の消防防災訓練のほか、各地域でも防災訓練などを実施いただいています。

今後も地域防災力や危機管理体制を充実し、安全・安心のまちを目指してまいりますので、引き続き皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。これから本格的な台風シーズンを迎えます。昨年に配布しました「栗東市総合防災マップ」は、市内で発生が予想される災害に対する知識と備えをまとめているので、市民の皆さまには、ぜひご活用いただいて日頃から災害の備えをお願いします。市全体・地域全体で災害に強いまちづくりを進めていきたいと思います。

栗東市長 野村昌弘



▶昨年度の防災総合訓練には災害時相互応援協定を締結している知立市も参加いただきました



## 子育て情報

### ～子どもの叱り方・怒り方～

子どもを叱るというのは、親が子どもの不適切な言動について「それはよくないことだよ」ときちんと言え、制止することです。



#### <きびしく叱る>

道路に飛び出す、落ちると危険なくらい高い所に登るなどの自分や周囲に命の危険があることは、大きな声を出してでも止めるべき。迫力を持って真剣に！

#### <叱る>

園や家庭のルール、友達同士での取り決めを守らない時などはきちんと理由を説明しましょう。約束を守ることの大事さを伝えてください。

また、4～5歳を過ぎての「悪意がある場面」、友達やお母さんをたたく、蹴る、悪口を言うなど、誰かを傷つける言動に対しては「腹を立てている人がいる」「相手が悲しい思いをしている」ということを伝えましょう。

#### <注意する>

声が大きい、ドタバタ走り回る、食べ物で遊ぶなどは、「改善する」方向で言葉をかけましょう。周囲の目からどう見えるか？を3歳を過ぎたら説明しましょう。

#### <教える>

年齢としてできなくて当たり前なことやできなくても問題ないことも多いでしょう。

そういう場合は「できるように」アドバイスしましょう。非難する、叱るニュアンスで言葉をかけてはいけません。

親の叱り方、怒り方は、子どもにとって一つの物差しです。物差しが勝手に伸び縮みしてはいけません。親の気分次第、機嫌次第、日替わりで同じことに対して強く怒る時もあれば簡単に許す時もあるということはよくないです。「今この子に一番伝えたいことは何か」を考えて伝えてください。

問合せ…地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内  
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527

## ～消費生活相談は「188」へ～

悪質商法などによる被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは「消費者ホットライン＝局番なし『188』」をご利用ください。

「188」へ電話すると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号の入力などを行えば、本市の消費生活相談窓口などが案内されます。

ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料がかかります。

本市の消費生活相談窓口が開所していない土曜日・日曜日は、開所している滋賀県消費生活センターや国民生活センターなどが案内されます。

消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合は、「消費者ホットライン＝188」を利用してください。

問合せ…生活交通課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 FAX 551-0149

滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999

## 草津警察署安全伝言板



### 警察相談専用電話「# 9 1 1 0」

「#9110」は全国共通の番号で、電話をかけた地域を管轄する警察本部の相談窓口につながります。ここでは、振り込め詐欺、男女間暴力、ストーカー、近隣トラブル、ヤミ金、悪質商法に関する相談などを受け付けています（平日8：30～17：15）。警察では、この電話番号にちなみ、9月11日を「警察相談の日」として定め、広報活動を行っています。

また、滋賀県警察の相談窓口として、警察本部(☎522-1231 FAX522-1252)、滋賀県警察のホームページ「滋賀県警察の広場」のメール(pa50@pref.shiga.lg.jp)、各警察署(警務課)があります。

また、暴力団などの専用ダイヤルも設けていますので、ご利用ください。

問合せ…滋賀県警察本部 警務部警察県民センター  
相談・広聴係

☎ 522-1231 FAX 522-1252